五五　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部改正関係

金融機関は、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第一三条の規定による決定を行ったときは、書面の送付に代えて、申請人の承諾を得て、当該書面に記載すべき内容を電磁的方法により提供することができることとした。（第一四条第三項関係）

五六　株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正関係

1　株式会社地域経済活性化支援機構（五六において「機構」という。）に対して特定専門家派遣の申込みをする者は、書面の添付に代えて、機構の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（第三二条の九第三項関係）

2　機構に対して特定組合出資の申込みをする者は、書面の添付に代えて、機構の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（第三二条の九第三項関係）

3　独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関は、書面の交付に代えて、中小企業者及び機構の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（第六一条第三項関係）

五七　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正関係

1　個人番号カードの発行等に関すること

㈠　機構は、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行することとした。（第一六条の二第一項関係）

㈡　機構は、個人番号カードに関して、個人番号カードの作成並びに個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理その他総務省令で定める事務を行うこととした。（第一六条の二第二項関係）

㈢　機構は、個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができることとした。（第一八条の二関係）

2　使用者等（使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下同じ。）における従業者等（従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下同じ。）であった者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供することを可能とすることとした。（第一九条関係）

3　個人番号カード関係事務に係る中期目標、中期計画及び年度計画に関すること

㈠　主務大臣は、個人番号カード関係事務の実施に関し、中期目標を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならないこととした。（第三八条の八関係）

㈡　機構は、五七の３の㈠の指示を受けたときは、中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないこととした。（第三八条の九関係）

㈢　機構は、毎事業年度の開始前に、五七の３の㈡の認可を受けた中期計画に基づき、年度計画を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならないこととした。（第三八条の一〇関係）

4　各事業年度に係る個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価等に関すること（第三八条の一一関係）

㈠　機構は、毎事業年度の終了後、個人番号カード関係事務に係る業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならないこととした。

㈡　主務大臣は、五七の４の㈠の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、評価結果を通知するとともに、公表しなければならないこととした。

㈢　主務大臣は、五七の４の㈠の評価結果に基づき必要があると認めるときは、機構に対し、個人番号カード関係事務に係る業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができることとした。

㈣　主務大臣は、機構の理事長が五七の４の㈢の命令に違反する行為をしたときは、機構の代表者会議に対し、期間を指定して、当該理事長を解任すべきことを命ずることができることとした。

㈤　主務大臣は、機構の代表者会議が五七の４の㈣の命令に従わなかったときは、五七の４の㈣の命令に係る理事長を解任することができることとした。

5　国は、機構に対し、予算の範囲内において、個人番号カード関係事務に係る業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができることとした。（第三八条の一二関係）

五八　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正関係

医師、看護師等の免許に関する事務、保育士等の登録に関する事務等において、個人番号を利用できるようにするとともに、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とすることとした。（別表第一及び別表第二関係）

五九　地方公共団体情報システム機構法の一部改正関係

1　機構は、国及び地方公共団体が共同して運営する組織として、情報通信技術を用いた本人確認の手段の円滑な提供を確保するとともに、地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととした。（第五条第二項関係）

3　代表者会議は、主務大臣又はその指名する職員、都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ選定する者及び地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有する者のうちから、主務大臣と都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織とが共同して選定する者各同数をもって組織し、その定数は、九人以上一二人以内において定款で定めることとした。（第八条関係）

4　役員の任命に関すること（第一三条関係）

㈠　理事長及び監事は、代表者会議が主務大臣の認可を受けて任命することとした。

㈡　理事長が役員を任命したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を主務大臣に届け出なければならないこととした。

5　役員の解任に関すること（第一六条関係）

㈠　代表者会議は、主務大臣の認可を受けて、その任命に係る役員を解任することができることとした。

㈡　理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならないこととした。

6　デジタル基盤改革支援基金に関すること（附則第九条の二及び第九条の三関係）

㈠　機構は、令和八年三月三一日までの間に限り、デジタル基盤改革支援基金を設け、五九の６の㈡により交付を受けた補助金をもってこれに充てることとした。

㈡　政府は、予算の範囲内において、機構に対し、デジタル基盤改革支援基金に充てる資金を補助することができることとした。

六〇　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の一部改正関係

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七条第一項の定めがある借地権の設定を目的とする契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その契約は、書面によってされたものとみなして、同条第三項の規定を適用することとした。（第七条第四項関係）

六一　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正関係

存続厚生年金基金又は存続連合会が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類について、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認する場合、当該書類への年金数理人の押印を不要とすることとした。（附則第五条第二項及び第三八条第二項関係）